

議案第12号

新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一般廃棄物処理計画」を「一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）」に改める。

第6条第1項中「第3条の規定により告示した一般廃棄物処理計画」を「一般廃棄物処理計画」に改める。

第9条に次の2項を加える。

- 3 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条に次の1項を加える。

- 2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第12条第2項中「既納の」を「既に納付した」に、「返還しない」を「還付しない」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

一般廃棄物処理手数料

種別	区分	金額	
ごみ	市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	基本手数料	1回につき 500円
		加算額手数料	50キログラムを超える10キログラムまでごとに 100円
犬猫等の死体	市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	1体につき 300円	
大型ごみ	市が収集、運搬及び処分をするとき。	1点につき 200円	
し尿	市が収集及び運搬をするとき。	18リットルにつき 220円 18リットルに満たない端数につき 110円	

備考

- 1 「大型ごみ」とは、一般廃棄物処理計画に規定する大型ごみをいう。
- 2 搬入したごみが50キログラムを超える場合の手数料の額は、基本手数料に加算額手数料を加算して得た額とする。

別表第2（第11条関係）

産業廃棄物処理手数料

区分	金額	
市長が種類その他処分に関する事項を定めて告示したものを市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	基本手数料	1回につき 500円
	加算額手数料	50キログラムを超える10キログラムまでごとに 100円

備考 搬入したごみが50キログラムを超える場合の手数料の額は、基本手数料に加算額手数料を加算して得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表第1に規定する一般廃棄物処理手数料（同表ごみの項及び大型ごみの

項に係る部分に限る。)及び改正後の別表第2に規定する産業廃棄物処理手数料の徴収その他の準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

- 改正後の別表第1の規定(同表大型ごみの項に係る部分に限る。)は、施行日以後に収集、運搬及び処分をする大型ごみに係る一般廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に収集、運搬及び処分をする大型ごみに係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

提案理由

処理施設に搬入するごみ及び市が収集する大型ごみの処分に係る一般廃棄物処理手数料を徴収するため、並びに産業廃棄物処理手数料の額を改定するとともに、所要の条文整備を行うため、本案を提出する。